

「島根県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」に関するご意見と県の考え方

防災部防災危機管理課
健康福祉部薬事衛生課

募集期間：令和7年2月28日（金）～令和7年3月27日（木）
ご意見の件数：4件（2名）

No.	ご意見の要旨	意見に対する県の考え方
1	P11「本県における部局横断的な連携体制」について インフルエンザワクチンを自己負担で受けている。中小企業ではワクチン接種の補助を出す財力もなく、職場で毎年インフルエンザがまん延し、仕事に支障が出ているため、県から補助を出して欲しい。	新型インフルエンザ等のワクチン接種については、関係法令や本計画に基づき、適切に実施してまいります。 ご意見をいただいた職場での季節性インフルエンザのワクチン接種については、65歳以上の方等の定期接種対象者を除き、各企業が事業継続の観点から必要性を判断し、実施するものと考えております。
2	P51「地方公共団体等の行動計画等の作成や体制整備・強化」について P55「職員の派遣・応援への対応」について 地域の感染症対策の中核となる保健所や保健環境科学研究所の人材や、感染症に詳しい医師の確保や育成について、実際にはどのように養成をされるのか。明確な理念を持って具体的な感染症専門の医師を育てる支援をすることが必要ではないか。 また、55pでは、県は、感染症対応に一定の知見がある医師や看護師等が不足する場合、必要に応じて、他の都道府県に対して、当該医療関係者の確保に係る応援を求めるとあるが、確保できるのか。	（保健所や保健環境科学研究所の人材の確保・育成について） 国の研修制度等を積極的に活用し、高度で専門的な人材の育成に努めており、今後も継続して取り組んでまいります。 （感染症専門医の確保・育成について） 令和7年4月時点で、県内には9名の日本感染症学会認定感染症専門医がおり、4つの同学会認定研修施設があります。 これらの感染症専門医・研修施設や関係団体等と連携しながら、県としてどのような支援ができるか検討してまいります。 （他都道府県からの医療従事者の応援について） 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国に要請することが可能となっております。 また、DMATについては、令和4年2月の活動要領改正により、感染症対応が正式に任務に追加され、災害支援ナースについても、令和6年4月から新興感染症発生時の派遣が可能となっており、必要時には、これらの制度を利用し、国や他都道府県に対し、応援を要請することとしております。
3	P89～90「感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備」について 抗インフルエンザ薬の備蓄は国が主導するものと想像しているが、H5N1に対してノイラミニダーゼ阻害薬に効果がないとすれば、2018年以降に処方・利用ができるようになったバロキサビルに、すでに変わっているのか。	県では、国の方針に基づいた抗インフルエンザウイルス薬の計画的な備蓄を行っております。 現在の備蓄薬剤には、従来から備蓄しているノイラミニダーゼ阻害薬（オセルタミビル、ザナミビル等）に加え、2018年以降に使用可能となったバロキサビルも含まれております。 県としては、今後も国の方針に基づき、計画的な備蓄を継続してまいります。
4	P93～94「訓練等による検査体制の維持及び強化」について 臨床の現場では、鼻腔ぬぐい液を採取してCOVID-19やインフルエンザの抗原定性検査を行った後、保健環境科学研究所（以下、「保環研」）でウイルス分離や遺伝子検査に供するために鼻腔ぬぐい液を採取しているが、COVID-19の流行以降、患者の協力を得られず困難になっており、定点の小児科クリニックでもCOVID-19流行前の検体数を提出することができなくなっている。 計画の中に、「受診者に保環研に供する臨床検体の採取に協力を求めるよう啓発する」等の文言があって良いのではないか。	現在、県では医療機関でのチラシ配布等により、平時から受診者に検体採取への協力を呼びかけております。 また、平時の感染症発生動向調査では、令和7年4月から開始された急性呼吸器感染症サーベイランスにより、同感染症の流行の早期探知を目指すとともに、引き続き検体の確保に努めているところです。 なお、新型インフルエンザ等感染症の発生期には、COVID-19流行時と同様に保健環境科学研究所が主体的に検査を行うこととしており、COVID-19流行時には検体の確保が十分にできていたことから、今後も同様の協力が得られるものと考えております。